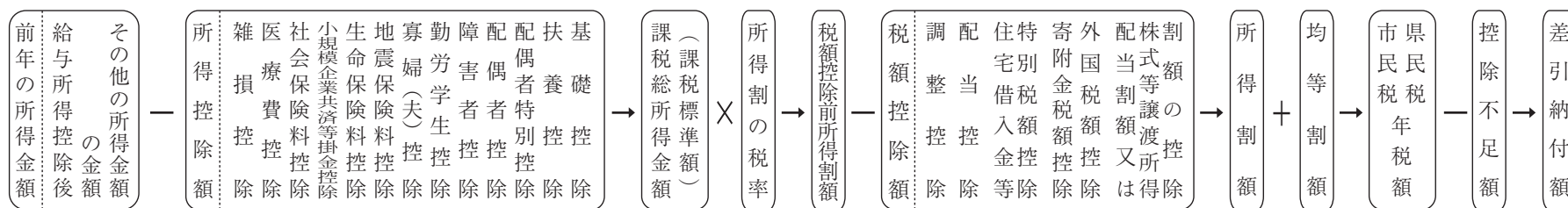


# 市民税・県民税計算のしかた



## ◎税率

(均等割)

市民税	3,500円	県民税	2,000円
-----	--------	-----	--------

※東日本大震災の教訓を踏まえた緊急防災・減災事業を推進するため、市民税・県民税均等割の税額が年額1,000円（市民税500円、県民税500円）引き上げられています。期間は平成26年度から令和5年度までの10年間です。

※平成21年度から導入されている「あいち森と緑づくり税」は令和5年度まで延長になりました。

(所得割)

市民税	6%	県民税	4%
-----	----	-----	----

※総合課税分

## ◎所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円) ※医療費控除の特例を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－12,000円(限度額88,000円)
社会保険料控除等	支払金額

		支払金額	控除額
生命保険料控除	新契約	12,000円以下のとき	全額
		12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+ 6,000円
		32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+ 14,000円
		56,000円超のとき	28,000円
	旧契約	15,000円以下のとき	全額
		15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+ 7,500円
		40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+ 17,500円
		70,000円超のとき	35,000円
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)			
一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)			
地震保険料控除	支払金額		控除額
	地震保険料	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
		50,000円超のとき	25,000円
	旧長期契約	5,000円以下のとき	全額
		5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+ 2,500円
		15,000円超のとき	10,000円
地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円			

寡婦控除	一般寡婦	① 夫と死別、離婚、生死不明となった後婚姻せず、扶養親族又は総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子を有する人 ② 夫と死別、生死不明となった後婚姻せず、合計所得金額が500万円以下の人	26万円
	特別寡婦	一般寡婦に該当する人で扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の人	30万円
寡夫控除	妻と死別、離婚、生死不明となった後婚姻せず、総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の人		26万円
勤労学生控除	合計所得金額が65万円以下で、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の学生		26万円
障害者控除	特別障害	身体2級以上、精神1級、療育A表示ほか 同居特別障害の場合は53万円	30万円
	普通障害	身体3級以下、精神2・3級、療育B・C表示ほか	26万円
扶養控除	一般(16歳～18歳・23歳～69歳) 33万円 老人(70歳以上) 38万円 特定(19歳～22歳) 45万円 同居老親等 45万円 (70歳以上の自己又は配偶者の直系尊属)		
基礎控除	33万円		

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	控除額		
	38万円超 85万円以下	33万円	22万円	11万円
	85万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円

## ◎税額控除（調整控除）

合計課税所得金額が200万円以下の者  
次の①と②のいずれか少ない額の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額

合計課税所得金額が200万円超の者  
①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類		金額	控除の種類		金額		
基礎控除		5万円	納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
障害者控除	普通	1万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	特別	10万円		老人	10万円	6万円	3万円
	同居特別	22万円	配偶者特別控除	38万円超 40万円未満		5万円	4万円
寡婦控除	一般	1万円		40万円以上 45万円未満		3万円	2万円
	特別	5万円					
寡夫控除		1万円	扶養控除	一般	5万円	老人	10万円
勤労学生控除		1万円		特定	18万円	同居老親等	13万円

※合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税山林所得金額及び課税退職所得金額の合計です。

## ◎税額控除（配当控除）

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	0.2%	0.15%

## ◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成21年から令和3年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年から令和3年までであって、特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）

②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

(注)「特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

市民税	3 / 5	県民税	2 / 5
-----	-------	-----	-------

## ◎税額控除（寄附金税額控除）

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には、当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額

- 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 2 愛知県共同募金会又は日本赤十字社愛知県支部に対する寄附金
- 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として豊橋市又は愛知県の条例で定めるもの
- 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として豊橋市又は愛知県の条例で定めるもの

ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は5分の3、県民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上 195万円以下	84.895%
195万円超 330万円以下	79.79 %
330万円超 695万円以下	69.58 %
695万円超 900万円以下	66.517%
900万円超 1,800万円以下	56.307%
1,800万円超 4,000万円以下	49.16 %
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

## ◎税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

区 分	市民税	県民税
配 当 割 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割	3 / 5	2 / 5

## 豊橋市指定金融機関・豊橋市収納代理金融機関一覧表

※下記の名称等につきましては統廃合、合併等により変更される場合があります。

三菱UFJ銀行	本店及び支店	みずほ銀行	本店及び支店
三井住友銀行	〃	静岡銀行	〃
清水銀行	〃	十六銀行	〃
大垣共立銀行	〃	三井住友信託銀行	〃
愛知銀行	〃	名古屋銀行	〃
中京銀行	〃	第三銀行	〃
浜松磐田信用金庫	〃	豊橋信用金庫	〃
岡崎信用金庫	〃	豊川信用金庫	〃
蒲郡信用金庫	〃	イオ信用組合	〃
信用組合愛知商銀	〃	豊橋商工信用組合	〃
東海労働金庫	〃	豊橋農業協同組合	〃